

第 9 9 号 議 案

新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 26 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新宿区職員の育児休業等に関する条例（平成4年新宿区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「又は地方公務員法」を「、地方公務員法」に、「に規定する高齢者部分休業」を「の規定による高齢者部分休業又は新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年新宿区規則第24号。以下「勤務時間規則」という。）第25条の2の2第5項若しくは新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年新宿区教育委員会規則第23号。以下「幼稚園教育職員勤務時間規則」という。）第30条の2の2第5項の規定による第1号子育て部分休暇」に、「又は当該高齢者部分休業」を「、当該高齢者部分休業又は当該第1号子育て部分休暇」に改め、同項に後段として次のように加える。

なお、勤務時間規則第25条の2の2第7項又は幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の2の2第7項に規定する第2号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第1号部分休業を承認することはできない。

第14条第3項ただし書中「又は介護時間」を「、介護時間又は第1号子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該第1号子育て部分休暇」に改め、「時間を減じた時間」の次に「（当該時間が0を下回る場合には、0とする。）」を加え、同条に次の1項を加える。

4 勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく区規則の規定による第2号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている非常勤職員については、第1号部分休業を承認することはできない。

第14条の2に次の1項を加える。

2 勤務時間規則第25条の2の2第5項、幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の2の2第5項又は勤務時間条例第18条第2

項の規定に基づく区規則に規定する第1号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。

第14条の4に次のただし書を加える。

ただし、勤務時間規則第25条の2の2第7項、幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の2の2第7項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく区規則に規定する第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員については、当該各号に定める時間から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間（当該時間が0を下回る場合には、0とする。）とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

子育て部分休暇の導入に伴い、子育て部分休暇の承認を受けている職員に対する部分休業については、当該子育て部分休暇の時間を減じて承認することとする等所要の改正を行う必要があるため

新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

令和7年12月5日

新宿区長 吉住 健一